

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）並びに第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）及び第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日を除く。） ※ 警察署（杵築幹部交番及び津久見幹部交番を含む。）において申請が行われた場合については、21日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部交通部運転免許課又は各警察署交通関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部交通部運転免許課免許係（電話 097-528-3000） 各警察署交通関係事務担当課
備 考：